

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年12月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400125号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400015号

第1 結論

昭和59年1月から昭和61年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年1月から昭和61年12月まで

私が高校3年生であった昭和57年*月頃、20歳となる長姉の国民年金保険料を納付するため、父親及び長姉と一緒にA社会保険事務所(当時)に行った。その際、保険料については、20歳になる年の1月から納付するようにとの話があり、納付を忘れないようにするためには、年金手帳を長姉の分と一緒に作っておいた方が良くはないかと言われたため、長姉、私と双子の妹の三人分の年金手帳を国民年金手帳記号番号が通し番号になるように作ってもらったと記憶している。

また、請求期間当時、私は大学生であり、B市又はC市に居住していたが、住民票はB市に置いたままであったため、保険料は、両親が昭和59年1月頃からA社会保険事務所又はB市役所において、双子の妹の分と合わせて納付してくれていたと思う。

保険料を納付した際には、年金手帳に受領印が押されていたが、受領印を押す場所がなくなってしまったため、B市役所で2冊目の年金手帳を作った記憶がある。その際、1冊目の年金手帳については、職員が廃棄してしまったため、現在は所持していない。

両親が請求期間の保険料を納付していたのは間違いなく、1冊目の年金手帳に記載されていた納付記録がどこかにあるのではないかと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和59年1月から同年*月までの期間については、請求者が20歳に到達する前の期間であることから、制度上、国民年金の被保険者となることはできない。

また、日本年金機構は、20歳到達前の者に対して、国民年金手帳記号番号を払い出すことはなく、A社会保険事務所が設置されたのは、昭和*年*月*日である旨回答していることを踏まえると、昭和57年*月頃、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出され、年金手帳を発行されていたと推認する事情は見出せない。

さらに、オンライン記録及び日本年金機構が保管するB市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の加入手続は、昭和62年1月頃に同市において行われたものと推認され、この頃、双子の妹と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されたものとみられる。その際、資格取得日を昭和62年1月7日とする事務処理が行われており、このことは、請求者が所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄において、昭和62年1月7日と記載されていることとも符合している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和62年1月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、日本年金機構は、請求期間当時、国民年金保険料の受領印については、年金手帳に押印欄はなく、別に発行した納付書に押していたため、年金手帳に受領印を押すことはなかった旨回答していることから、請求者の保険料納付に関する陳述は、当時の取扱いと相違している。

また、C市は、請求者の国民年金に係る記録の保管はない旨回答している上、B市から提出された被保険者台帳照会で確認できる資格取得日は、オンライン記録と同様に昭和62年1月7日とされていることから、請求者が請求期間に国民年金に加入し、保険料が納付されていたと推認する事情を見出せない。

このほか、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400126号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400016号

第1 結論

昭和59年1月から昭和61年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年1月から昭和61年12月まで

私が高校3年生であった昭和57年*月頃、A社会保険事務所(当時)で長姉の年金手帳を作ることとなったが、その際、姉妹がいるなら年金手帳はまとめて作った方が良いと勧められ、長姉、私と双子の姉の三人分の年金手帳を一緒に作ったと記憶している。

また、請求期間当時、私は大学生であり、B市又はC市に居住していたが、住民票はB市に置いたままであったため、保険料は、両親が昭和59年1月頃からA社会保険事務所又はB市役所において、双子の姉の分と合わせて納付してくれていたと思う。

保険料を納付した際には、年金手帳に受領印が押されていたが、受領印を押す場所がなくなってしまったため、B市役所で2冊目の年金手帳を作った記憶がある。その際、1冊目の年金手帳については、職員が廃棄してしまったため、現在は所持していない。

両親が請求期間の保険料を納付していたのは間違いなく、1冊目の年金手帳に記載されていた納付記録がどこかにあるのではないかと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和59年1月から同年*月までの期間については、請求者が20歳に到達する前の期間であることから、制度上、国民年金の被保険者となることはできない。

また、日本年金機構は、20歳到達前の者に対して、国民年金手帳記号番号を払い出すことはなく、A社会保険事務所が設置されたのは、昭和*年*月*日である旨回答していることを踏まえると、昭和57年*月頃、請求者に対して国民年金

手帳記号番号が払い出され、年金手帳を発行されていたと推認する事情は見出せない。

さらに、オンライン記録及び日本年金機構が保管するB市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の加入手続は、昭和62年1月頃に同市において行われたものと推認され、この頃、双子の姉と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されたものとみられる。その際、資格取得日を昭和62年1月7日とする事務処理が行われており、このことは、請求者が所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄において、昭和62年1月7日と記載されていることとも符合している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和62年1月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、日本年金機構は、請求期間当時、国民年金保険料の受領印については、年金手帳に押印欄はなく、別に発行した納付書に押していたため、年金手帳に受領印を押すことはなかった旨回答していることから、請求者の保険料納付に関する陳述は、当時の取扱いと相違している。

また、C市は、請求者の国民年金に係る記録の保管はない旨回答している上、B市から提出された被保険者台帳照会で確認できる資格取得日は、オンライン記録と同様に昭和62年1月7日とされていることから、請求者が請求期間に国民年金に加入し、保険料が納付されていたと推認する事情を見出せない。

このほか、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400128号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400017号

第1 結論

昭和60年*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年*月から平成2年3月まで

請求期間当時、私は大学生であり、平成2年3月に大学を卒業するまでの間は、実家のあるA市を離れ、B市及びC市に住民票を移して住んでいた。

私の国民年金の加入手続については、20歳になった昭和60年*月頃、母親がA市役所D支所で行い、保険料についても、20歳から平成2年8月に就職するまで、母親が同所で毎月納付してくれたが、請求期間の納付記録がない。その際の領収書は、就職した時に母親から受け取ったが、紛失してしまったため、現在は所持していない。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者から提出された年金手帳記載の国民年金手帳記号番号については、平成2年5月25日に、A市において払い出されており、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、請求者が大学を卒業した直後の平成2年4月1日に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと考えられる。

また、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿及び同市から提出された国民年金被保険者台帳照会によると、オンライン記録と同様、平成2年4月1日に被保険者資格を取得したこととされており、このことは、請求者が所持する年金手帳における「初めて上記被保険者となった日」欄の記載内容とも一致している。

さらに、請求者が請求期間当時に居住していたとするB市及びC市は、いずれも、請求期間に係る請求者の国民年金の記録はない旨回答をしている。

以上のことから、請求者の請求期間は国民年金の未加入期間とされており、保険

料を納付した事実は確認できない。請求者は母親が請求期間の保険料を納付した旨陳述しているが、そのことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400077号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400042号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年6月1日から平成26年8月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成26年8月1日となっているが、請求期間において、派遣社員として同社で勤務していた期間がある。給与から厚生年金保険料が控除されており、源泉徴収票、勤務日等を記録した手帳及び銀行の取引履歴を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社の事業主(以下「事業主」という。)から提出された平成23年6月分から同年12月分までの給与明細書(以下「給与明細書」という。)、平成23年10月分から平成27年1月分までの年間賃金台帳(簡易)(以下「賃金台帳」という。)、請求者又は事業主から提出された平成20年分から平成26年分までの給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)、請求者から提出された金融機関の取引履歴並びに事業主、同社の厚生年金保険被保険者資格に係る届出事務を受託していた社会保険労務士(以下「受託社労士」という。)及び請求者の回答又は陳述により、期間の特定はできないものの、請求者は、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主及び受託社労士は、請求期間当時、外国人従業員は厚生年金保険に加入させておらず、年金事務所の指導により、請求者を含む複数の外国人従業員を平成26年8月1日付けで厚生年金保険に加入させた旨回答又は陳述しており、当該日付は、オンライン記録及び日本年金機構が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日と一致している。

また、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、i) 事業主は、厚生年金保険料を控除していない旨回答していること、ii) 給与明細書及び賃金台帳において厚生年金保険料は控除されておらず、社会保険料は雇用保険料のみが控除

されていること、iii) 給与明細書及び賃金台帳の差引支給額と取引履歴の入金額は一致していること、iv) 源泉徴収票から確認又は推認できる社会保険料は、取引履歴の入金額から推認した雇用保険料と概ね一致していることなどから、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。